

SNS相談業務における
個人情報保護と守秘義務

公益財団法人
関西カウンセリングセンター

個人情報とは

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人の識別をすることができることとなるものを含む。）」（個人情報保護法第2条1項）

つまり、生存している特定の個人を識別することができる全ての情報が「個人情報」に該当することになります。

生存中の特定の個人を識別できる情報であれば、氏名・住所等のみならず、身体的な特徴・病歴・所有している財産・電話の音声等も「個人情報」に該当します。
一方、特定の個人を識別できない情報及び死者の情報は「個人情報」に該当しません。（個人情報保護法第1条）。

守秘義務とは

- 守秘義務とは、一定の職業に就いた者は、その職務上知ることとなった秘密を守らなければならないとの義務のことであり、各職業ごとに法律によって定められている
 - 医師や弁護士、公認心理師などの国家資格
 - 公務員
- 法律上の守秘義務とは別に、当事者間の契約によって守秘義務が課される場合
 - 雇用契約、業務委託契約など
- 職業倫理としての守秘義務
 - 全国SNSカウンセリング協議会 SNSカウンセラー倫理要綱

SNS相談における個人情報

- SNS相談は、匿名相談であり、原則、個人を特定できる情報は含まれていません。
 - IDとLINEネームは、相談員としての業務の範囲では、その他の個人を特定できる情報にはアクセスできません。
 - ただし、相談途中で、相談者の同意を得て、相談者が住所や氏名を明かした場合は、**個人を特定できる情報**となるため、その相談者にまつわる情報は、個人情報となりえます。
- その際には、相談の中でしっかり同意を得て、情報を聞き取る必要があります。

個人情報保護法と守秘義務の関係

	個人情報保護	守秘義務
保護対象	個人情報	職務上知ることとなった秘密
根拠	個人情報保護法	資格を定めた法律（医師法、弁護士法など）や倫理要綱 契約書の条項
※個人の情報を取り扱う場合は両義務を負う		

SNSカウンセラー倫理綱領

前文

- 全国**SNS**カウンセリング協議会（以下「本協議会」という。）は、本協議会が認定する**SNS**カウンセラーが提供する**SNS**カウンセリング業務の質を保ち、業務の対象となる人々の基本的人権を守り、自己決定権を尊重し、その福祉の増進を目的として倫理綱領を策定する。**SNS**カウンセラーは、上記の目的に沿うよう、専門的職業人であるとともに一人の社会人としての良識を保持するよう努め、その社会的責任及び道義的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

業務委託契約における守秘義務

第6条（秘密情報）

本契約における秘密情報とは、乙が、委託業務の遂行に際し、甲から直接的又は間接的に知得する技術上・営業上の一切の情報をいう。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれない。

- (1) 知得する時点で既に公知となっているもの
- (2) 知得する時点で既に自己が有しているもの
- (3) 知得した後に、自己の責めに因らずに公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 秘密情報とは無関係に独自に開発したもの

第8条（秘密保持）

乙は、秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という）を第三者に開示してはならず、また漏洩してはならない。これは、業務終了後についても同様とする。また、甲から開示される個人情報については、指定された範囲でのみ取り扱いを行い、委託業務以外の目的に利用してはならない。また許可のない持ち出しは一切禁じる。